

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月4日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 オンコセラピー・サイエンス株式会社

【英訳名】 OncoTherapy Science, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 角田 卓也

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044 - 820 - 8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044 - 820 - 8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
事業収益 (千円)	2,651,712	3,833,082	1,517,402	1,989,801	5,257,628
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,044,044	63,798	172,913	561,147	588,759
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	1,128,792	82,105	99,589	580,652	510,159
純資産額 (千円)			7,718,426	9,656,367	9,393,717
総資産額 (千円)			8,635,569	10,744,977	10,223,105
1株当たり純資産額 (円)			36,621.36	44,509.59	44,693.38
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失() (円)	5,575.52	398.25	491.53	2,809.69	2,519.20
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)		347.64	424.14	2,456.58	2,168.04
自己資本比率 (%)			85.9	85.6	88.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	649,915	526,770			1,024,616
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,077,671	694,633			3,126,656
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	23,559	46,086			24,528
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			6,168,164	5,652,407	5,791,093
従業員数 (名)			91	93	90

(注) 1 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	93(32)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の（外書）は臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	87(32)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の（外書）は臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務は、業務の性格上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績がないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
医薬品の研究及び開発	1,989,801	
合計	1,989,801	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
塩野義製薬(株)	875,724	57.7	1,500,400	75.4
扶桑薬品工業(株)	390,174	25.7	279,679	14.1
大塚製薬(株)			209,344	10.5
協和発酵キリン(株)	200,000	13.2		

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導出契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約内容
オンコセラピー・サイエンス株式会社(当社)	塩野義製薬株式会社	日本	眼科領域疾患に対する治療用ペプチドワクチンの開発・製造・販売権供与	平成22年12月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、2種の血管内皮増殖因子受容体に由来するペプチドワクチンに関して、加齢黄斑変性症を始めとした網膜における血管増殖性変化に起因する疾患を対象とした、全世界における独占的な開発・製造・販売権を塩野義製薬に供与する。 2. 当社と塩野義製薬の両社が合意した場合には、当社は塩野義製薬に対して、開発に必要な協力をを行う。 3. 当社は、本契約締結に伴い、契約一時金、マイルストーン及び上市後のロイヤルティを塩野義製薬から受け取る。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。なお、当社及び連結子会社は単一事業であり、当社及び連結子会社のセグメントは「医薬品の研究及び開発」となっておりますので、セグメントごとの記載はしていません。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における連結事業収益につきましては、提携先製薬企業からの契約一時金、マイルストーン及び開発協力金などの受領により、1,989百万円（前年同四半期比 472百万円の増加）となりました。

また、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究及び臨床開発の継続的な推進及び進展により、連結営業利益は556百万円（前年同四半期比 392百万円の増加）、連結経常利益は561百万円（同 388百万円の増加）、連結四半期純利益は580百万円（同 481百万円の増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、10,744百万円（前連結会計年度末比 521百万円増加）となりました。流動資産は10,034百万円（同 386百万円増加）、これは、現金及び預金が前連結会計年度末と比べて638百万円減少した一方、有価証券が1,000百万円増加したことが主な要因となっております。固定資産は、710百万円（同 135百万円増加）となっております。

負債は、1,088百万円（前連結会計年度末比 259百万円増加）となりました。流動負債は、988百万円（同 161百万円増加）、これは、前連結会計年度末と比べて未払金が50百万円、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）からの補助金概算払い受領に伴う仮受金が213百万円それぞれ増加した一方、前受金が76百万円減少したことが主な要因となっております。固定負債は99百万円（同 98百万円増加）、これは、資産除去債務77百万円の計上に加え、繰延税金負債が20百万円増加したことが主な要因となっております。

純資産は9,656百万円（前連結会計年度末比 262百万円増加）となりました。これは、利益剰余金が前連結会計年度末と比べて82百万円、新株予約権が188百万円増加したことが主な要因となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、5,652百万円（前第3四半期連結会計期間末比 515百万円減少）となりました。

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、714百万円の資金の増加（前第3四半期連結会計期間は405百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益565百万円、株式報酬費用58百万円の計上、前渡金の増加70百万円が主な要因となっております。

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、2,565百万円の資金の減少（同 1,041百万円の減少）となりました。これは、預入期間が3か月超の定期預金の取得による支出2,500百万円が主な要因となっております。

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、12百万円の資金の増加（同 9百万円の増加）となりました。これは株式の発行による収入12百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能に

する者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは、「より副作用の少ない癌治療薬・治療法を一日でも早く癌に苦しむ患者さんに届けること、癌との闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様にご提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各癌種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなる癌関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い、創薬研究へと拡大しています。癌ワクチンにつきましては、新規ペプチドワクチンの探索を進め、低分子医薬につきましては、特異的阻害剤獲得のため、大規模化合物ライブラリーのスクリーニングによるヒット化合物探索を進め、その後構造活性相関研究による新規化合物合成を進めています。そこで得られた高活性リード化合物につきましては、薬物動態特性も重視したリード最適化を進め、in vivoでの薬効試験を実施中です。医薬品の開発につきましては、膵臓癌を対象とした第Ⅰ相臨床試験ならびに胆道癌を対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施中の新生血管阻害作用を期待した癌治療用ワクチンOTS102のほか、複数のペプチドワクチンが臨床試験開始に向けて非臨床試験を実施中、または準備中となっています。

このほか臨床応用を目指した抗体医薬、核酸医薬の創薬研究を当社研究開発本部において実施しています。

このように、当社グループは「より副作用の少ない癌治療薬・治療法を一日も早く癌に苦しむ患者さんに届けること、癌との闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月27日に取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決定を

行い、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決されております。

(a)本プランの概要

()本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社株式について、20%以上の保有割合となる買付けを行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付けに関する情報の提供を求め、当該買付けについての情報収集、検討等を行う期間を確保すること、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、または、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、当該買付者による買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で一定の対抗措置を採ることなど、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないための手続を定めています。

()対抗措置の内容

上記()記載の対抗措置として、当社は、上記()記載の買付者による行使は認められないとの条項及び当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、その時点の全ての株主に対して割り当てる手法による無償割当で、その他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。

(b)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成21年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までと定めています。

(c)本プランの廃止及び変更

当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるもので

す。

(b) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。

また、上記に記載した通り、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

(c) 必要性・相当性確保の原則

() 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

() 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

() デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発の総額は1,324百万円であります。

当社グループは、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長中村祐輔教授と共同で、ほぼ全ての癌を対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既に多くの癌治療薬開発に適した標的分子を同定しております。また、近年それらの標的に対し、癌ワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬（siRNA医薬等）の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、既に、膵臓癌を対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施中の新生血管阻害作用を期待した癌治療用ワクチンOTS102のほか、臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を複数有しております。

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子（約23,000遺伝子）の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイ（1、2）のシステムにより大腸癌、胃癌、肝臓癌、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道癌、前立腺癌、膵臓癌、乳癌、腎臓癌および膀胱癌について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報から癌で発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、更に機能解析により、癌独自の機能を有している多数の遺伝子を分子標的治療候補遺伝子として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

がんペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人および欧米人に多く見られるHLA-A*24:02お

よびA*02:01を中心に大腸癌、胃癌、肺癌、膀胱癌、腎臓癌、膵臓癌、乳癌および肝癌を標的とした計39遺伝子を対象としたペプチドワクチン（ 3 ）を既に同定しておりますが、新規ペプチドワクチン同定に継続して取り組んでおります。また、A*24:02およびA*02:01以外のHLAにも適用可能なペプチドワクチンの同定についても、NEDOプロジェクトとして進行中です。このように、現在、より多くの候補ペプチドの同定を目指し、幅広い癌種を標的としたペプチドワクチンのスクリーニングを継続実施しております。

低分子医薬につきましては、6種の癌特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち2種のリン酸化酵素に関して、構造活性相関研究によりこれまでに得た高活性リード化合物につき、薬物動態特性を重視したリード最適化作業を進め、in vivo（ 4 ）での薬効試験も実施中です。その結果これまでに、それぞれの酵素について複数の化合物で有意な腫瘍増殖抑制効果を確認しております。さらなるリード最適化のために引き続き多数の新規化合物を合成するとともに、薬効試験で有望な結果を得た化合物に対して、より詳細な薬理・薬物動態・毒性試験を開始しました。さらに、別の1種の標的酵素タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得られた数種の高活性化合物骨格につき、構造活性相関研究による新規高活性化合物の合成を進めております。以上の他、3種の標的酵素タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得られたそれぞれ数種の高活性化合物骨格につき、リード化合物獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

抗体医薬につきましては、3分子に絞り込んだ治療標的となる癌特異的抗原について、マウスモノクローナル抗体ならびにキメラ抗体の癌治療用抗体としての評価を行っております。1標的については、来年度のフランスでの治験開始を目指し、非臨床試験および治験薬製造を進めております。残りの2標的については、放射性同位体で標識した抗体を担癌マウスに投与することで、高い治療効果が得られることが判明しております。これらの抗体については臨床開発を視野に入れた抗腫瘍効果の検討および安全性の評価を進めております。

siRNA医薬につきましては、主に肺癌、卵巣癌および胃癌を標的とした創薬研究を進めております。標的分子の再選定の結果、高い効果が期待でき、かつ将来的に幅広い癌種への応用が期待できる6分子を創薬化の第一候補として選定致しましたが、開発候補をさらに4分子に絞り込み、in vivo（ 4 ）での治療実験を進めております。また、新規ドラッグ・デリバリー・システムの探索も精力的に進めております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を、多岐にわたり展開しております。

< 医薬開発領域 >

医薬開発領域においては、扶桑薬品工業株式会社ならびに大塚製薬株式会社と提携しております新生血管障害作用を期待した癌治療用ワクチンOTS102は、膵臓癌を対象とした第Ⅰ相臨床試験（PEGASUS-PC study）及び胆道癌を対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施しています。なお、PEGASUS-PC studyにつきましては、11月に第三者機関である効果安全性委員会での中間解析を実施し、「治験継続」の勧告を頂き、現在計画通り治験を継続しております。

大塚製薬株式会社と提携しております膵臓癌に対するペプチドワクチンの開発については、提出日現在、第Ⅰ相臨床試験を開始しております。大腸癌ペプチドワクチンについては、現在、GMP下でのペプチド合成を実施しており、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験の準備をしています。

さらに、塩野義製薬株式会社と提携しております膀胱癌ペプチドワクチンについては、塩野義製薬株式会社が第Ⅰ相臨床試験を実施しており、食道癌、肺ならびに気管支及び頭頸部における扁平上皮癌を対象としたペプチドワクチンについては、塩野義製薬株式会社が第Ⅰ相臨床試験を開始いたしました。

また、シンガポールでは、NUH(National University Hospital)にて胃癌に対するワクチンOTSGC-A24の第Ⅰ相臨床試験を開始することとなりました。

(1) mRNA, cDNA, RNA

RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をするものであります。人間の体は約60兆個の細胞によって作られています。体の構造や働きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中にある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA (mRNA) といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA mRNA タンパク質というようになっております。

(2) マイクロアレイ

小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置し、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得することを目的として開発されたシステム。現在、遺伝子発現情報の解析において有用なものであると考えられております。

(3) ペプチド

タンパク質又はタンパク質の断片のこと。

(4) in vivo

in vitroとは対比的に用いられ「体の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に生体内(主に実験動物)での実験的検証を意味します。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除去等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	770,000
計	770,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	206,669	206,774	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	206,669	206,774		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成14年5月13日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	251個 (注) 1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	251株 (注) 1・2
新株予約権の行使時の払込金額	3,334円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年5月14日から平成24年5月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,334円 資本組入額 1,667円 (注) 2
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成14年7月24日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	10,750個 (注) 1・2 10,151個 (注) 1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,750株 (注) 2 10,151株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	3,667円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年7月25日から平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から平成24年5月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注) 2
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成14年11月27日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,700個 (注) 1・2 1,204個 (注) 1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,700株 (注) 1・2 1,204株 (注) 1・2
新株予約権の行使時の払込金額	3,667円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年11月28日から平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から平成24年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注) 2
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成15年7月15日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	510個 (注) 1・2 6,000個 (注) 1・2 1,500個 (注) 1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	510株 (注) 1・2 6,000株 (注) 1・2 1,500株 (注) 1・2
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 2
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成16年6月29日株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	405個 (注) 1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	405株 (注) 1・2
新株予約権の行使時の払込金額	585,614円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 585,614円 資本組入額 292,807円 (注) 2
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成17年6月29日株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	570個 (注) 1 2,678個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	570株 (注) 1 2,678株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	250,530円 177,259円
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250,530円 資本組入額 125,265円 発行価格 177,259円 資本組入額 88,630円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成18年6月27日株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	1,330個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,330株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	70,492円
新株予約権の行使期間	平成21年5月28日から平成29年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,492円 資本組入額 35,246円
新株予約権の行使の条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位を失った、または社外協力者については、当社への協力関係を維持していない場合は原則として権利行使不能。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(平成19年6月28日株主総会決議) <平成19年9月25日取締役会決議>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	995個 (注) 1 20個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	995株 (注) 1 20株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	64,511円
新株予約権の行使期間	平成21年9月27日から平成29年9月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 64,511円 資本組入額 32,256円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(平成19年6月28日株主総会決議) <平成20年6月13日取締役会決議>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	520個 (注) 1 85個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	520株 (注) 1 85株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	143,798円 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成22年6月17日から平成30年6月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 143,798円 資本組入額 71,899円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(平成20年6月27日株主総会決議) <平成20年8月22日取締役会決議>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	10個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10株
新株予約権の行使時の払込金額	129,934円(注)4
新株予約権の行使期間	平成22年8月26日から平成30年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 129,934円 資本組入額 64,967円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(平成20年6月27日株主総会決議) <平成21年6月25日取締役会決議>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,670個 20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,670株 20株
新株予約権の行使時の払込金額	169,000円(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日から平成31年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 169,000円 資本組入額 84,500円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(平成21年6月26日株主総会決議) <平成22年6月3日取締役会決議>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,310個 450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,310株 450株
新株予約権の行使時の払込金額	176,900円(注)4
新株予約権の行使期間	平成24年6月5日から平成32年6月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 176,900円 資本組入額 88,450円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 平成15年5月20日開催の取締役会決議により、平成15年6月13日をもって1株を50株に分割しており、また、平成16年8月19日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日をもって1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を変更しております。

3 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

4 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株

予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

6 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成22年6月25日株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500株
新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注) 1・2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。 ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定 (注) 1・2
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を必要とする。(注) 1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び今後開催される取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める予定です。

- 2 新株予約権の行使に際して、払込をすべき金額(以下、「払込価額」という)は、新株予約権1個につき、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等
を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的で
ある再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権
の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものと
する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得条項
- 下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされ
た場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること
についての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること
若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定
めを設ける定款の変更承認の議案
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)	120	206,669	6,000	3,532,270	6,000	6,497,492

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式206,549	206,549	
単元未満株式			
発行済株式総数	206,549		
総株主の議決権		206,549	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	195,000	188,000	188,900	190,400	179,600	185,000	188,600	184,700	194,000
最低(円)	178,300	143,400	157,100	161,200	149,500	156,200	144,100	161,900	173,300

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,152,407	8,791,093
売掛金	210,585	303,460
有価証券	1,000,000	-
原材料及び貯蔵品	37,148	34,513
前渡金	465,843	481,770
その他	168,360	41,038
貸倒引当金	-	3,654
流動資産合計	10,034,345	9,648,221
固定資産		
有形固定資産		
建物	328,534	204,213
減価償却累計額	77,912	52,224
建物(純額)	250,622	151,988
機械及び装置	131,954	131,954
減価償却累計額	115,075	111,139
機械及び装置(純額)	16,878	20,814
工具、器具及び備品	597,025	517,636
減価償却累計額	410,302	343,031
工具、器具及び備品(純額)	186,723	174,604
有形固定資産合計	454,224	347,407
無形固定資産		
特許権	139,312	128,661
ソフトウェア	11,049	8,243
その他	72	72
無形固定資産合計	150,434	136,977
投資その他の資産		
投資有価証券	35,533	32,493
長期前払費用	5,098	387
差入保証金	65,341	57,616
投資その他の資産合計	105,973	90,498
固定資産合計	710,631	574,883
資産合計	10,744,977	10,223,105

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	342,796	292,166
前受金	372,499	448,714
未払法人税等	10,725	21,034
その他	262,963	66,067
流動負債合計	988,984	827,982
固定負債		
繰延税金負債	22,356	1,405
資産除去債務	77,268	-
固定負債合計	99,625	1,405
負債合計	1,088,609	829,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,532,270	3,505,953
資本剰余金	6,497,492	6,471,175
利益剰余金	834,380	916,486
株主資本合計	9,195,383	9,060,643
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	3,368	-
評価・換算差額等合計	3,368	-
新株予約権	418,959	229,983
少数株主持分	38,656	103,090
純資産合計	9,656,367	9,393,717
負債純資産合計	10,744,977	10,223,105

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
事業収益	2,651,712	3,833,082
事業費用		
研究開発費	1 3,451,198	1 3,496,632
販売費及び一般管理費	2 275,973	2 276,834
事業費用合計	3,727,172	3,773,466
営業利益又は営業損失()	1,075,459	59,615
営業外収益		
受取利息	153	8,598
有価証券利息	-	483
負ののれん償却額	10,012	-
為替差益	15,404	-
受取損害賠償金	-	5,227
持分法による投資利益	5,776	3,039
その他	68	1,799
営業外収益合計	31,415	19,149
営業外費用		
為替差損	-	14,966
営業外費用合計	-	14,966
経常利益又は経常損失()	1,044,044	63,798
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	3,654
新株予約権戻入益	258	1,556
特別利益合計	258	5,210
特別損失		
固定資産除却損	3 13,353	3 3,972
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21,432
特別損失合計	13,353	25,404
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,057,139	43,604
法人税、住民税及び事業税	3,646	4,981
法人税等調整額	351	20,951
法人税等合計	3,295	25,933
少数株主損益調整前四半期純利益	-	17,671
少数株主利益又は少数株主損失()	68,357	64,434
四半期純利益又は四半期純損失()	1,128,792	82,105

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
事業収益	1,517,402	1,989,801
事業費用		
研究開発費	1 1,219,524	1 1,324,666
販売費及び一般管理費	2 134,032	2 108,885
事業費用合計	1,353,557	1,433,552
営業利益	163,844	556,248
営業外収益		
受取利息	153	2,321
有価証券利息	-	449
負ののれん償却額	3,337	-
為替差益	4,810	-
持分法による投資利益	731	3,484
その他	35	1,265
営業外収益合計	9,068	7,520
営業外費用		
為替差損	-	2,622
営業外費用合計	-	2,622
経常利益	172,913	561,147
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	4,882
新株予約権戻入益	258	1,556
特別利益合計	258	6,438
特別損失		
固定資産除却損	3 698	3 1,785
特別損失合計	698	1,785
税金等調整前四半期純利益	172,473	565,800
法人税、住民税及び事業税	1,199	1,299
法人税等調整額	117	5,764
法人税等合計	1,082	7,063
少数株主損益調整前四半期純利益	-	558,736
少数株主利益又は少数株主損失()	71,802	21,915
四半期純利益	99,589	580,652

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,057,139	43,604
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21,432
減価償却費	93,679	109,220
株式報酬費用	110,535	197,080
負ののれん償却額	10,012	-
持分法による投資損益(は益)	5,776	3,039
固定資産除却損	13,353	3,972
売上債権の増減額(は増加)	45,299	92,875
たな卸資産の増減額(は増加)	10,371	2,634
前渡金の増減額(は増加)	197,578	13,488
未払金の増減額(は減少)	88,498	64,632
前受金の増減額(は減少)	-	76,215
その他	354,000	61,261
小計	645,366	525,677
利息の受取額	0	7,036
法人税等の支払額	4,549	5,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	649,915	526,770
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	1,000,000	500,000
有価証券の増減額(は増加)	-	1,000,000
有形固定資産の取得による支出	41,181	151,674
無形固定資産の取得による支出	36,607	40,232
その他	118	2,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,077,671	694,633
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	23,559	46,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,559	46,086
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,820	16,909
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,700,206	138,685
現金及び現金同等物の期首残高	7,868,370	5,791,093
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,168,164	5,652,407

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、新たに設立したLaboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.を連結の範囲に含めております。 (2)変更後の連結子会社の数 2社
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる影響はありません。 (2)「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ3,431千円減少しており、税金等調整前四半期純利益は、24,863千円減少となっております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は60,893千円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「前受金の増減額(は減少)」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「前受金の増減額(は減少)」は363,254千円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																																																																																				
<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>外注費</td><td>1,941,580</td><td>千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>285,447</td><td></td></tr> <tr><td>試薬代</td><td>226,089</td><td></td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td>176,403</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>90,015</td><td></td></tr> </table> <p>2 販売費に属する費用の割合は0.4%、一般管理費に属する費用の割合は99.6%であります。</p> <table> <tr><td>寄付金</td><td>53,000</td><td>千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>48,980</td><td></td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>34,931</td><td></td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>31,718</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>21,439</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,664</td><td></td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>特許権</td><td>13,151</td><td>千円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td>201</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>13,353</td><td>千円</td></tr> </table>	外注費	1,941,580	千円	給与手当	285,447		試薬代	226,089		共同研究費	176,403		減価償却費	90,015		寄付金	53,000	千円	支払手数料	48,980		給与手当	34,931		役員報酬	31,718		地代家賃	21,439		減価償却費	3,664		特許権	13,151	千円	工具器具及び備品	201		計	13,353	千円	<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>外注費</td><td>1,814,650</td><td>千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>270,413</td><td></td></tr> <tr><td>試薬代</td><td>215,053</td><td></td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td>179,507</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>102,848</td><td></td></tr> </table> <p>2 販売費に属する費用の割合は0.7%、一般管理費に属する費用の割合は99.3%であります。</p> <table> <tr><td>支払手数料</td><td>60,018</td><td>千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>37,028</td><td></td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>36,434</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>19,085</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>6,372</td><td></td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>特許権</td><td>2,681</td><td>千円</td></tr> <tr><td>建物附属設備</td><td>1,206</td><td></td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td>84</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>3,972</td><td>千円</td></tr> </table>	外注費	1,814,650	千円	給与手当	270,413		試薬代	215,053		共同研究費	179,507		減価償却費	102,848		支払手数料	60,018	千円	役員報酬	37,028		給与手当	36,434		地代家賃	19,085		減価償却費	6,372		特許権	2,681	千円	建物附属設備	1,206		工具器具及び備品	84		計	3,972	千円
外注費	1,941,580	千円																																																																																			
給与手当	285,447																																																																																				
試薬代	226,089																																																																																				
共同研究費	176,403																																																																																				
減価償却費	90,015																																																																																				
寄付金	53,000	千円																																																																																			
支払手数料	48,980																																																																																				
給与手当	34,931																																																																																				
役員報酬	31,718																																																																																				
地代家賃	21,439																																																																																				
減価償却費	3,664																																																																																				
特許権	13,151	千円																																																																																			
工具器具及び備品	201																																																																																				
計	13,353	千円																																																																																			
外注費	1,814,650	千円																																																																																			
給与手当	270,413																																																																																				
試薬代	215,053																																																																																				
共同研究費	179,507																																																																																				
減価償却費	102,848																																																																																				
支払手数料	60,018	千円																																																																																			
役員報酬	37,028																																																																																				
給与手当	36,434																																																																																				
地代家賃	19,085																																																																																				
減価償却費	6,372																																																																																				
特許権	2,681	千円																																																																																			
建物附属設備	1,206																																																																																				
工具器具及び備品	84																																																																																				
計	3,972	千円																																																																																			

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																																																																														
<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>外注費</td><td>705,703</td><td>千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>96,319</td><td></td></tr> <tr><td>試薬代</td><td>60,166</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>59,123</td><td></td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td>32,370</td><td></td></tr> </table> <p>2 販売費に属する費用の割合は0.5%、一般管理費に属する費用の割合は99.5%であります。</p> <table> <tr><td>寄付金</td><td>53,000</td><td>千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>19,596</td><td></td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>11,446</td><td></td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>10,572</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>7,169</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,238</td><td></td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>特許権</td><td>698</td><td>千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>698</td><td>千円</td></tr> </table>	外注費	705,703	千円	給与手当	96,319		試薬代	60,166		減価償却費	59,123		共同研究費	32,370		寄付金	53,000	千円	支払手数料	19,596		給与手当	11,446		役員報酬	10,572		地代家賃	7,169		減価償却費	1,238		特許権	698	千円	計	698	千円	<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>外注費</td><td>736,958</td><td>千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>87,585</td><td></td></tr> <tr><td>試薬代</td><td>64,732</td><td></td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td>63,017</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>36,867</td><td></td></tr> </table> <p>2 販売費に属する費用の割合は0.3%、一般管理費に属する費用の割合は99.7%であります。</p> <table> <tr><td>支払手数料</td><td>28,099</td><td>千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>12,582</td><td></td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>12,052</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>4,777</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,368</td><td></td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物附属設備</td><td>1,206</td><td>千円</td></tr> <tr><td>特許権</td><td>579</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>1,785</td><td>千円</td></tr> </table>	外注費	736,958	千円	給与手当	87,585		試薬代	64,732		共同研究費	63,017		減価償却費	36,867		支払手数料	28,099	千円	役員報酬	12,582		給与手当	12,052		地代家賃	4,777		減価償却費	2,368		建物附属設備	1,206	千円	特許権	579		計	1,785	千円
外注費	705,703	千円																																																																													
給与手当	96,319																																																																														
試薬代	60,166																																																																														
減価償却費	59,123																																																																														
共同研究費	32,370																																																																														
寄付金	53,000	千円																																																																													
支払手数料	19,596																																																																														
給与手当	11,446																																																																														
役員報酬	10,572																																																																														
地代家賃	7,169																																																																														
減価償却費	1,238																																																																														
特許権	698	千円																																																																													
計	698	千円																																																																													
外注費	736,958	千円																																																																													
給与手当	87,585																																																																														
試薬代	64,732																																																																														
共同研究費	63,017																																																																														
減価償却費	36,867																																																																														
支払手数料	28,099	千円																																																																													
役員報酬	12,582																																																																														
給与手当	12,052																																																																														
地代家賃	4,777																																																																														
減価償却費	2,368																																																																														
建物附属設備	1,206	千円																																																																													
特許権	579																																																																														
計	1,785	千円																																																																													

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 7,168,164 千円	現金及び預金 8,152,407 千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 1,000,000 千円	有価証券 1,000,000 "
現金及び現金同等物 6,168,164 千円	計 9,152,407 千円
	預入期間が3ヶ月超の定期預金 2,500,000 千円
	満期到来が3ヶ月超の有価証券 1,000,000 "
	現金及び現金同等物 5,652,407 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日
 至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	206,669

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			418,959
合計			418,959

(注) 連結子会社における新株予約権の当四半期連結会計期間末残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
前連結会計年度末残高	3,505,953	6,471,175	916,486	9,060,643
当第3四半期連結会計期間末までの変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	26,317	26,317		52,634
四半期純利益			82,105	82,105
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計	26,317	26,317	82,105	134,740
当第3四半期連結会計期間末残高	3,532,270	6,497,492	834,380	9,195,383

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

当社及び連結子会社は「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社及び連結子会社は「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

現金及び預金及び有価証券が、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べ著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	8,152,407	8,152,407	
有価証券	1,000,000	1,000,000	

(注1)金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

有価証券である譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1.当該四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

研究開発費 42,828千円
 販売費及び一般管理費 15,819千円

2.ストックオプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
44,509円59銭	44,693円38銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	9,656,367	9,393,717
普通株式に係る純資産額(千円)	9,198,751	9,060,643
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	418,959	229,983
少数株主持分	38,656	103,090
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	206,669	202,729

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 5,575円52銭	1株当たり四半期純利益金額 398円25銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額 -	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額 347円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期利益金額につ きましては、潜在株式が存在するものの、1株当たり四 半期純損失を計上しているため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額または、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は損失 () (千円)	1,128,792	82,105
普通株式に係る四半期純利益又は損失() (千 円)	1,128,792	82,105
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	202,455	206,168
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算 定に用いられた四半期純利益調整額の内訳(千 円)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		30,011

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年5月13日 (新株予約権3,290個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年7月24日 (新株予約権21,105個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年11月27日 (新株予約権4,304個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年7月15日 (新株予約権8,194個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権420個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,536個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成18年6月27日 (新株予約権1,370個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成19年6月28日 (新株予約権1,840個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年6月27日 (新株予約権2,920個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権405個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,248個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成21年6月26日 (新株予約権2,760個)</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 491円53銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 424円14銭	1株当たり四半期純利益金額 2,809円69銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,456円58銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	99,589	580,652
普通株式に係る四半期純利益(千円)	99,589	580,652
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	202,610	206,661
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の内訳(千円)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	32,194	29,705
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権420個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,536個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年6月27日 (新株予約権2,910個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権405個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,248個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成21年6月26日 (新株予約権2,760個)</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月2日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年1月26日に、新生血管阻害作用を期待した癌治療用ワクチンOTS102の日本における独占的製造販売権に関し、扶桑薬品工業株式会社が、大塚製薬株式会社に、この権利を再許諾する内容の契約を両社間で締結しており、これに伴い会社は扶桑薬品工業株式会社から一時金等を受領することとなる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月2日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。